

第四十四条第一項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第四十五条第五項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項及び第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十七条第一項中「内国法人が」を「内国法人を」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「　　」となる「をとする」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「　　」を行つてゐる」を「が行われてゐる」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「第四十九条」を「以下第四十九条」に改め、同条第五項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分

配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項及び第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第四十八条第三項中「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項）を「又は被現物出資法人（第八項第二号）」に、「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第九項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「事後設立」を「現物分配」に改める。

第四十九条第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」

に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第五十条第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第七項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第五十二条第一項中「会社更生法の規定による」を削り、「（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「もの」とし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する

金銭債権を除く」を削り、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）」を加え、同条第二項中「及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権」を削り、「この項及び第八項」を「この条」に改め、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を、「計算した金額」の下に「（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）」を加え、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「期中貸倒引当金勘定」を「期中個別貸倒引当金勘定」に、「当該設けた期中貸倒引当金勘定」を「その設けた期中個別貸倒引当金勘定」に改め、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に、「及び第七項」を「第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒

引当金勘定の金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「（第七項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第十項」を「第十一項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額は」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒引当金勘定の金額は」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。） 第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

第五十二条第七項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第五項」を「第五項又は第六項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの規定に規定する」に、「適格分社型分割等」を「適格分割

等」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの

(以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。)を設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十三条第一項中「(適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転する事業に係るものを除く。)」を削り、「各事業年度」の下に「(被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)」を加え、同条第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格

分割又は適格現物出資（以下）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第五十七条第一項ただし書中「適用しない」を「適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しない」に改め、同条第二項中「適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるものうち適格分割型分割に該当するもの（以下この条において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた」を「前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人

による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内
国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定し
た」に、「適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項及び次項）を「適格合併に係る被合併
法人又は当該他の内国法人（以下この項）に、「適格合併等の日前」を「適格合併の日前七年以内に開始
し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前」に、「第六項」を「第五項」に、「第五項又は第九項」を
「第四項又は第八項」に、「第四項及び第八項」を「及び第七項」に、「適格合併等に係る合併法人又
は分割承継法人（以下この項及び次項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する
事業年度（以下この項及び次項）を「内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の
確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項）に、「未処理欠損金額は」を「未処理欠損金額（当該他
の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出
資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法
人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は」に、「当該合併法
人等」を「当該内国法人」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の適格合併に係る被合併法人（同項の内国法人（当該内国法人が当該適格合併により設立された法人である場合にあっては、当該適格合併に係る他の被合併法人。以下この項において同じ。）との間に支配関係があるものに限る。）又は前項の残余財産が確定した他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の前項に規定する未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を営むための合併として政令で定めるものに該当する場合又は当該被合併法人等と同項の内国法人との間に当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日）の五年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

第五十七条第三項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「合併法人等との間に当該特定資本関係が生じた」を「内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に改め、同項第二号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中

「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「に特定資本関係」を「に支配関係」に、「又は被現物出資法人」を「被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「適格分割又は適格現物出資」を「若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配」に、「適格合併等」を「適格組織再編成等」に、「行われ、かつ、当該特定資本関係が」を「行われた場合」に、「日の属する事業年度（」を「日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（」に、「合併等事業年度」を「組織再編成事業年度」に、「以後に生じている場合」を「当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）」に、「合併等事業年度以後」を「組織再編成事業年度以後」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「当該特定資本関係が生じた」を「最後に支配関係があることとなつた」に、「合併等事業年度」を「組織再編成事業年度」に改め、同項第二号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年

度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は」を削り、「（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは」を「又は」に改め、「当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の前日（第七年以内に開始した各連結事業年度又は」を削り、「第八十一条の九第五項」を「第八十一条の九第六項」に改め、「当該前日の属する事業年度又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「適格合併」を「第二項の適格合併」に、「合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うもの」を「同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人」に、「これらの連結法人」を「当該被合併法人又は他の内国法人」に、

「適格合併又は合併類似適格分割型分割の日」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「生じたこれらの連結法人の」を「生じた」に、「第二項」を「同項」に、「その」を「当該」に、「又は分割法人」を「又は他の内国法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は合併類似適格分割型分割」を削り、「分割法人」を「残余財産が確定した他の内国法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次の各号に規定する場合に該当する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 内国法人（第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日から同日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を

除く。)の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額(当該各事業年度において第二項又は第五項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。次号において同じ。)

第五十七条第九項第二号を削り、同項第三号中「連結法人である当該内国法人」を「内国法人(連結法人に限る。)」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十二項中「第六項の」及び「第六項に規定する」を「第五項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「合併法人等が同項の適格合併等」を「合併法人が適格合併」に、「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の二第一項中「第六項」を「第五項」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「第四号に掲げる事由」の下に「(同号に規定する適格合併に係る部分に限る。)」を加え、「同号に規定する適格合併等」を「当該適格合併」に改め、「。次項」の下に「及び第三項」を加え、同項第四号中「又は分割法人」を削り、「前条第二項に規定する適格合併等(次項第一号及び第四項において「適格合併等」という。)を行う」を「適格合併を行い、又は当該欠損等法人(他の内国法人

との間に当該他の内国法人による完全支配関係があるものに限る。）の残余財産が確定する」に改め、同条第二項中「が該当日（第八十一条の九の二第二項）を」と他の法人との間で当該欠損等法人の該当日（第八十一条の十第一項）に、「又は現物出資を行う」を、「現物出資又は第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配が行われる」に、「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同項第一号中「が自己を合併法人又は分割承継法人とする適格合併等を行う」を「を合併法人とする適格合併が行われる」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人」を削り、「適格合併等の」を「適格合併の」に、「適格合併等が」を「適格合併が」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「同日」の下に、「次項において『三年経過日』という。」を加え、「第七項」を「第六項」に改め、同項第二号中「が自己を合併法人」を「を合併法人」に、「又は被現物出資法人」を「被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「前条第五項」を「前条第四項」に、「適格合併等を行う」を「適格組織再編成等が行われる」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「内国法人が欠損等法人又は」を「内国法人と欠損等法人若しくは」に改め、「又は分割承継法人」を削り、「適格合併等を行う場合には、当該」を「適格合併が行われる場合又は内国法人との間に前条第二項に規定する完全支

配関係がある他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの「に」、「前条第二項」を「同条第二項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「、第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「前条第六項に規定する分割型分割を行う場合又は同項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 欠損等法人の該当日以後に当該欠損等法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合には、ける当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等法人の三年経過日以後である場合には、当該欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額のうち、これらが生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、同条第二項、第三項及び第六項の規定は、当該欠損等法人については、適用しない。

第五十八条第一項ただし書中「適用しない」を「適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しない」に改め、同条第二項中「適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるものうち適格分割型分割に該当するもの（第三項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人又は分割法人」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人」に、「適格合併等の日前」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前」に、「が災害損失欠損金額」を「が当該災害損失欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものとされたものを除く。）」に、「第六項」を「第四項」に、「適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日」を「内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の

確定の日の翌日」に、「未処理災害損失欠損金額は」を「未処理災害損失欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理災害損失欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は」に、「当該合併法人等」を「当該内国法人」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「次の各号に規定する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 内国法人（第八十一条の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の第五十七条第八項第一号に規定する最初連結期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度 当該事業年度前の各事

業年度において生じた災害損失欠損金額（当該各事業年度において前項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされたものを含む。次号において同じ。）

第五十八条第四項第二号を削り、同項第三号中「連結法人である当該内国法人」を「内国法人（連結法人に限る。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「合併法人等が適格合併等」を「合併法人が適格合併」に、「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条第一項中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による」を削り、同項第三号中「会社更生法等」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条第二項中「民事再生法の規定による」を削り、「がこの項」の下に「及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）」を加え、「並びにこの項」を、「この項並びに第六十二条の五第五項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度（前二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）で政令で定めるものに相当する金額（当該相当する金額がこの項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十条第一項中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第六十条の三第二項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「分割法人若しくは現物出資法人」を「分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人」に、「適格合併、適格分割若しくは適格現物出資」を「適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格

現物出資又は適格現物分配をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項中「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格組織再編成」という。）」を「適格組織再編成等」に、「当該適格組織再編成」を「当該適格組織再編成等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「同項」を「この条」に改め、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格組織再編成等」に改める。

第六十一条第一項中「（当該短期売買商品が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転をする場合における当該移転を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「いう。」は「の」の下に、「第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第三項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に短期売買商品に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日と

した場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の二第一項中「（当該有価証券が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合における当該移転を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「（いう。）は」の下に「第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「内国法人が旧株」を「内国法人が、旧株」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人の適格合併（当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「当該旧株」を「これらの旧株」に、「合併の」を「合併又は適格合併の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 合併法人の第二十四条第二項に規定する抱合株式（前項の規定の適用があるものを除く。）に係る第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該抱合株式の合併の直前の帳簿価額に相

当する金額とする。

第六十一条の二第四項中「分割法人の株主等に」を「第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に改め、「(当該株主等に対する第二条第十二号の八に規定する剰余金の配当等として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。)」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、「第六十二条の二第三項」の下に「(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「内国法人が旧株」を「内国法人が、旧株」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人の行つた適格株式交換(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。)」により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「当該旧株」を「これらの旧株」に、「株式交換の」を「株式交換又は適格株式交換の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 内国法人が、所有株式（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）の第二十四条第一項各号に掲げる事由（第二項の規定の適用がある合併及び第四項に規定する金銭等不交付分割型分割を除く。）により金銭その他の資産の交付を受けた場合（当該他の内国法人の同条第一項第三号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあっては、その交付を受けた時において当該所有株式を有する場合に限る。）又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額（第四項、次項又は第十八項の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）に相当する金額とする。

第六十一条の三第一項第一号中「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、同条第二項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に売買目的有価証券を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的有価証券に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の四第一項中「規定する有価証券の空売り」の下に「（次項において「有価証券の空売り」という。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「金融商品取引法第二条第八項第六号（定義）に規定する有価証券の引受け（」を「有価証券の引受け（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘に際し、これらの有価証券を取得させることを目的としてこれらの有価証券の全部若しくは一部を取得すること又はこれらの有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得することを内容とする契約をすることをいい、」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「相当する金額」の

下に「(次項において「みなし決済損益額」という。)」を加え、同条第三項中「の利益の額又は損失の額に相当する金額」を「に規定するみなし決済損益額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格分割等」という。)により空売り等(有価証券の空売り、信用取引、発行日取引及び有価証券の引受けをいう。以下この項において同じ。)に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該空売り等に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の五第一項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「定める取引」の下に「(次項において「為替予約取引等」という。)」を、「相当する金額」の下に「(次項において「みなし決済損益額」という。)」を加え、同条第三項中「の利益の額又は損失の額に相当する金額」を「に規定するみなし決済損益額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項と